

# 「西岐波小学校いじめ防止基本方針」

宇部市立西岐波小学校

## 1 はじめに

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などへとつながる深刻な事案である。しかも、最近のいじめ事案は、携帯電話やパソコンなどを通して一層発見しづらくなってきている。教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る問題であることや、だれもが被害者や加害者にもなり得ることを十分に認識し、本「西岐波小学校いじめ防止基本方針」を策定していじめ撲滅に資するものである。

## 2 いじめをとらえる視点

いじめは、学校生活や日常生活の延長上で発生し、当該行為がいじめか否かの判定が難しいが、下記定義のようにいじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見るのが重要である。いじめは、力の優位と劣位の関係にも基づく力の乱用であり、心身に与える攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質であり、いじめられる児童は、加害者を訴え出ることができにくい状況にあることを十分に配慮して発見に努めなければならない。また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮して対応する。

### 【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

## 3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2) 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。
- (3) いじめ防止に向けて、学校、家庭、地域、その他関係諸機関との連携により、全教職員が組織的にいじめの未然防止及び早期発見に取り組まなければならない。

## 4 教職員の資質向上、及び保護者への啓発

いじめ防止のためには、まず、教職員がいじめを絶対に許さないという決意を持ち、日常生活の中にあるいじめを鋭く見抜き、どのような小さな行為であってもこれを許さず徹底して指導することが肝要である。

また、いじめに対する教職員の察知力と対応力、指導力を培う為に校内研修に位置づけて定期的な研修を進める必要がある。

そして、いじめ防止と解消の為に、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめ防止の重要性について理解を深める啓発を行う。

## 5 いじり、いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、平素から開発的・予防的生徒指導を実践することが最も有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりの自己肯定感を高め、お互いに認め合える風土を醸成していくことが大切である。そのために以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
  - ① 道徳教育、人権教育の推進、「いじめ」の本質や構造の理解
  - ② 一人ひとりのよさや違いを認め合える学級風土づくり
  - ③ いじめ撲滅宣言・腰塚勇人「五つの誓い」による心の醸成
- (2) 学び合いのある分かる授業の推進
  - ① 考えを深め合える場面設定
- (3) 学習規律の徹底
  - ① 正しい姿勢、時間を守る、学習用具の準備
- (4) 学級集団づくり
  - ① 学級会活動の充実
  - ② 自己肯定感を育てる一人一役活動の充実
- (5) 自然体験、ボランティア体験、交流体験の充実
  - ① 豊かな自然体験・社会体験活動の充実
  - ② グループ活動・異年齢の人との活動の充実
- (6) 児童会活動の充実
  - ① 児童を主体とした学校行事の自治的な運営
  - ② 委員会活動の充実
- (7) 幼保・小・中連携の推進
  - ① 情報交換、研修交流の推進
  - ② 学習規律の共有

### 【 西岐波小いじめ撲滅宣言 】

(いじめを許さない、  
いじめのない学校・  
地域をめざして)

#### 腰塚勇人「五つの誓い」

- 「口」は人を励ます言葉や感謝の言葉を言うために使おう
- 「耳」は人の言葉を最後まで聴いてあげるために使おう
- 「目」は人のよいところを見るために使おう
- 「手足」は人を助けるために使おう
- 「心」は人の痛みが分かるために使おう

## 6 いじり、いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが肝要である。また、定期的な教育相談や各種アンケートを実施して資料を蓄積することが重要である。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ① 健康観察における声や表情、保健室等での様子
- (2) 個人教育相談の実施
  - ① 各学期に教育相談週間の設定(6・11・2月)
- (3) 生活行動アンケートの実施
  - ① 毎週的生活アンケートの実施
  - ② 年度内2回の詳しいいじめアンケートの実施
- (4) 保護者、家庭、地域との連携
  - ① 年度内2回の保護者対象のいじめアンケートの実施

## 7 いじめ問題への組織的な対応

- (1) 「生徒指導委員会」
  - ① 週2回、全職員で校内の問題行動や課題のある児童についての情報交換を行い、そこで出た課題への対応について、都度協議を行う。校長、教頭、学年生徒指導部員、教育相談担当、養護教諭で構成する。

(2) 「いじめ問題対策会議」

- ① いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。日常的には、校内構成員により、速やかに対応する。
- ② 基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認等を行う。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるような重大事態と認められる場合には、市教育委員会及び児童相談所、警察署と連携を図り、適切に対応する。
- ④ 校内構成員  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導、担任、教育相談担当、養護教諭
- ⑤ 校外構成員  
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校運営協議会会長、市教委指導主事、民生児童委員等関係機関のアドバイザー

## 8 風評被害、人権侵害への対応

(1) 問題事案が発生した場合は、情報を正確に確認し、個別指導や集団指導を行うなど、保護者と連携を取りながら慎重に対応する。

(2) 教職員が、あらゆる風評被害、人権侵害に関する適切な知識をもち、児童の発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別が起こらないように未然に防止する。

(令和6年度改訂)